

(新築・改築・増築)

# 建築、外観の変更前に

## 届出が必要な8区域

### 地区計画区域

- ① 日向市駅周辺
- ② 中町
- ③ 財光寺南
- ④ 財光寺池 

### 景観計画区域

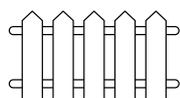
- ⑤ 細島
- ⑥ 坪谷周辺
- ⑦ 美々津 
- ⑧ 日豊海岸沿い

区域の  
確認方法  
・市HP  
・電話や窓口

届出が必要な主な行為 ※行為の着手1か月前に必ず届出してください。



- 新築・改築・増築などの建築行為
- 外壁や屋根など外観の変更や色彩の変更



- 塀・門など工作物の新設・増設・改築・移転
- 工作物の外観の変更や色彩の変更

Check!



- 自分で行う場合 (DIY) も対象です。
- 外観に影響しない室内の行為は届出不要です。
- 場所や規模によって届出の要否・基準が異なります。

工作物には  
看板や鉄塔  
なども含む

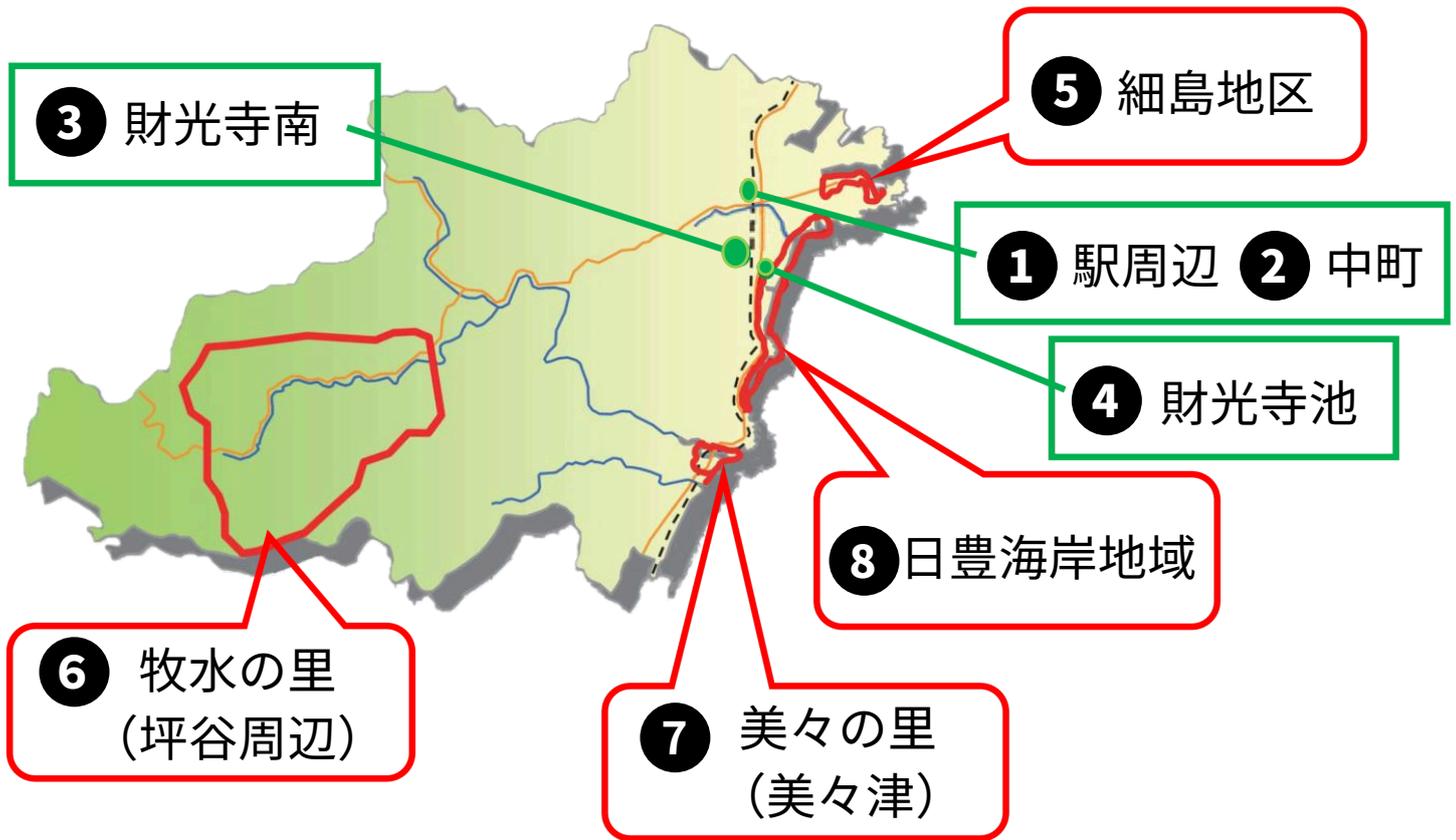


- 届出を行わず工事した場合、是正指導等の対象となることがあります。
- 建築確認申請の要否とは関係なく手続きが必要です。
- 計画段階で早めにご相談ください。



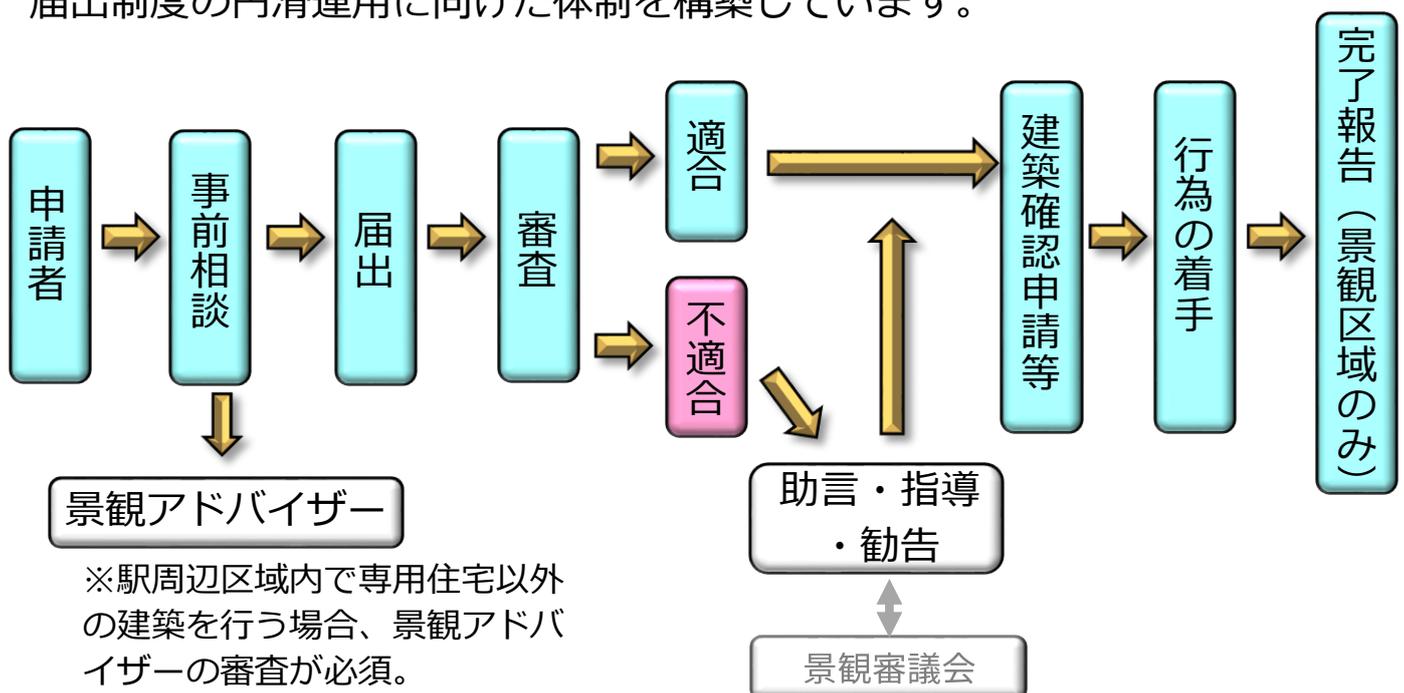


## 地区計画区域・景観区域について



## 届出のながれ

届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会などの届出制度の円滑運用に向けた体制を構築しています。



※駅周辺区域内で専用住宅以外の建築を行う場合、景観アドバイザーの審査が必須。  
 ※ほかの区域は、必要に応じて相談を行う。